

第9回 阪南市住民センターあり方検討審議会 会議録

名称	第9回 阪南市住民センターあり方検討審議会	
開催日時	令和3年2月15日(月) 午後5時00分～午後7時00分	
開催場所	阪南市役所 3階 全員協議会室	
出席者	三星会長、藤井副会長(お欠け出席)、北浦委員、戸口委員、土井委員、谷下委員、吉田委員、肥田委員、坂上委員、山本委員、岡委員、南山委員	
事務局	森貞総務部長 地域まちづくり支援課 川口課長代理、藤井総括主査、岩下主査、枇榔主事	
傍聴人数	0人	
議題	答申について	
資料	○資料1 答申(案) ○添付資料 住民センターの課題と解決・支援策(案)	
会議	会長あいさつ	
	会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>大変コロナが厳しい中、皆さんお元気かと、いつも心配しておりましたが、このようにお元気な顔を拝見し、お目にかかりまして、喜ばしく思っております。</p> <p>もうひと頑張り、ふた頑張りしていただかないといけないとおもいますが、そのような中で、我々の社会を維持していくことを同時的に進めなければいけないので、結構大変なのですが、頑張っていきましょう。</p> <p>そんなことで、この住民センターあり方検討審議会も本日で第9回を迎えます。今日で答申を確定しまして、市長にお渡しするということとなります。これまで皆さんと8回行ってきました中で、たくさんのご意見をいただきましたので、私も事務局と一緒に作ってきまして、皆さんのご意見、議論の経過は基本的にすべて盛り込まれているものだと思っております。そして、これが最終としてよろしいかという、最後の審議会ですけれどもよろしくお願ひしたいと思います。もちろん、疑問、疑義等がございましたら、どんどん仰っていただけて結構ですので、活発な議論をお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、早速、始めていきたいと思ひます。次第の3、案件1、答申(案)について事務局より説明をお願いします。</p>
	次第3 案件1 答申(案)について	
	事務局	<p>1月9日に開催した第8回審議会でお示した答申素案と添付資料に対して、①短期的に成果が出るように具体的な取組を示せないか、②中高生や若い世代にも地域活動の大切さを知ってもらうため、学校教育との連携、③維持管理費の地域負担による浮いた市の予算とプラスアルファを施設改修基金に積み立てることの明文化、④維持管理費の地域負担に対する激変緩和措置の明文化、という4項目のご意見をいただいた。</p> <p>そのご意見に基づいて答申素案を修正し、今回の審議会に先駆けて、1月18日を×切として各委員からのご意見を集約して作成したものが、本日の資料1「答申(案)」と添付資料「住民センターの課題と解決・支援策(案)」であること、また、添付資料については、庁内関係課との協議を経て、ブラッシュアップしたものであることを説明。</p>
	会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局より提示されている資料の内容で、当審議会の答申として市長へ提出してよろしいかという議論ということですね。</p> <p>今の事務局からの説明に補足ですが、「地縁団体や」というのが追記されたの</p>

	<p>と、その後ろに「地域で活動する団体」、またその後ろに「地域外も含めた様々な活動団体」ということも追記されています。これらは健全な地元活動である限りは細かい判断はなるべく地元の方で考えていただこうと自由度を広げたという理解ですね。</p> <p>それでは皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>どなたかご意見はございませんでしょうか。</p>
A 委員	<p>答申の2ページの下の方に※添付資料とありますよね、添付資料というのは次ページ以降のA4判も含めての添付資料になるのですか。それとも後ろのA3判の表になったものが添付資料になるのですか。</p>
事務局	<p>A3判のものが添付資料になります。</p>
A 委員	<p>A3判の資料の中の確認なのですが、11ページの9番「持続可能な運営方法」のD「解決・支援策」のI「行政主体」欄の②のところですが、「移譲までの移行期間において、市の統一的な減免の基準が設定された場合、その基準に則り徴収の基準を統一化する。併せて市からの委託事業（小地域ネットワーク事業、介護予防事業等）については、使用料を予算化して支払うことにより施設管理者の運営資金を確保する」と記載されていますが、これは、結局、市の減免規定に基づいて減免された分は市が補填しますという意味ですか。</p> <p>というのは、その右側の市民地域主体のところの④には自治会が減免した場合は自治会が負担しなさいとはっきり書いてある。で、その反対側の行政主体のところには、こういう表現でちょっと分かりにくかったのですが、市の減免基準に則って減免している分、これは、当然、自治会が光熱水費を負担して運営している時のことを想定しているのでしょうかけれども、その場合、市長が減免した分を自治会に負担せよという訳にはいかないと思いますので、そういう意味で記載しているのですか。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。</p>
A 委員	<p>なんか、分かりにくい。市の事業だけですか。市の減免規定で減免している分の全部を指すのではないのですか。</p> <p>市の事業で使った場合というのが表現されていて、市の事業だけだと言って聞こえるのではないですよ。市とは関係のない各種団体、公益団体が使用する場合、ほとんどが減免なのです。90%、95%が減免規定に該当しているのです。それで使用した分を自治会にその光熱水費を負担せよというのはあんまりですよ。そういう意味で市が補填するという意味ですかね。これは。それだと良いのですが。</p>
会長	<p>いかがですか。</p> <p>この左側で言っているのは、極めて常識的なことですが、これまでとは違って市は逆に減免というよりは、市が合理的な使用料というものを予算化してちゃんと払うのだと、まずそれが趣旨ですね。ただし、今の質問は、例えば、市が都市計画を決めましたから説明しますとって住民センターに来る分には、その使用料を光熱水費くらいはと。</p> <p>ルールは今後決まるとして、市が負担することなども想定される訳ですが、それ以外の範囲ですね。公的なことは従来減免していますから、それは全部、市は支払ってくれるのですか、その範囲を明らかにしてくれという趣旨ですね。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>A委員の仰いますとおりです。例えば、サラダホールとか体育館についても指定管理の委託をしております。もちろん、体育館でありましたら、体育協会に所属されているところについては、ほとんどが減免になっておりまして、指定管理者がそれを被るということはありません。個別に対応している訳ではありませんが、実質的に指定管理者が被ることのないような指定管理料の設定をしております。</p>

	<p>従いまして、先ほども申し上げましたように、最終的に完全に地元へ移譲となった場合は別ですけれども、そこに行くまでは、何らかの形で指定管理料に反映するというふうに考えていただいて結構です。</p>
A 委員	<p>考え方としては、そういう事だったと思うのですが、右側の市民・地域主体の欄には、「自治会が負担する」とあまりにも具体的に書かれているので、それであれば、左側の行政主体の方には、市長、あるいは市が負担すると、はっきり記載しておけば良いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>仰いますとおり委託事業に限らないですね。この表現では、事業と限定しているように捉えられますので、市の減免基準に則って行う事業については、市が実質的には補填するという、そういう形ですね。</p>
A 委員	<p>そうです。その方が分かりやすいと思います。</p>
会長	<p>考え方としてはこういうことだということ。でも、実際にやっていく中で、仰いますような微妙な例が出て来るかもしれませんね。</p> <p>これについては、この考え方でいかがなものでしょうか。今ここで細かいことを設定して決められないですね。その都度、議論して決めていかないと。</p> <p>だからはっきりしているのは、それも含めて基本は地元で決める。しかし、市が中心となる公共的な使用の場合には、運営資金を確保して支払うと。そういう分け方で分けてやる訳ですね。</p> <p>今日の時点では、これ以上、なかなか具体的にはならないかと思いますが、非常に重要なご指摘だと思います。</p>
A 委員	<p>指定管理料は頂いているので、その範囲内で収まるのであれば良いのですが、住民センターをよく使っているところは、その範囲内で収まらない可能性が十分にあるので、それが光熱水費を含めて維持管理費を自治会が負担していくということになれば、気の毒であるし、自治会がもたないですね。そういう意味で申し上げているのです。</p> <p>維持管理費に相当する分を市から頂いていますけれども、その辺りを良く分かるように書いておいてもらえたら、皆が安心してこれを読めると思います。</p>
会長	<p>指定管理者としての自治会が、運営問題で集まろうという時の負担というのはどうなるのですかね。それは指定管理契約の中で明らかにすることになりますね。たぶん、今の事務局の話ですと、それは、指定管理者に対して市として減免する訳ですから、市の方で負担ということになるのですかね。そういう理解ですけれども、いかがですか。</p>
事務局	<p>今、会長が仰いましたとおりです。</p> <p>ただ、今の時点では、住民センター使用料というのは、そんなに高いものではありませんので、今の委託料と比べて膨大に上がるということは、あまり想定しておりません。おそらく、今、A 委員が例えのお話で仰いました減免団体が、ほぼ毎日、午後を独占しているような状態になったとすれば、実費である光熱水費を計算して、この分は市が負担しなければいけませんねということで、指定管理用に乗せるといふ措置になろうかと思っておりますけれども、現実的に多額のお金を乗せるといふ形は、想定されにくいかと思っております。</p>
A 委員	<p>今、現時点ではそうなのです。ところが、実際に市から地域へ移譲された時には、自治会は減免というようなことはしないですよ、絶対にどこも。</p> <p>よその団体から利用申し込みが出てきたものに対して減免はしないだろうし、例えば、自治会以外の所が申し込んできても、多分、使わさないと。それ以上に見合うような使用料を取れるのであれば別だけれども、ほとんど、そんなことはないのです。だからそこが、ある程度それも想定した料金というものを考えていかないと、自治会がもった時にはどうなるのかよく分からないですね。</p>

事務局	<p>仰いますように、例えば地域移譲が進んだ場合には、別の立て付けですね。</p> <p>今の指定管理制度とは異なる立て付けになりますので、例えば補助制度、あるいは助成制度みたいなものを改めて考える必要があると思います。</p> <p>また、その際には、今回、答申にも頂いておりますように、出来るだけ具体的な市としての方針を整理して考えていきたいと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今、事務局より発言をいただいたとおり、今の制度の中だけで表現すると、やはり立て付けに合わないので、違う立て付けとか体系など、ほかにもそういう問題が出てきますので、新たに決めなければならないことも出て来るかと思っておりますね。そういう理解で、とりあえずはいきたいと思っております。他にご意見はございませんか。</p> <p>この間、皆様のご意見で、子育て世代、それから担い手、あるいは若者、学生ですね、それから助け合いの場として、住民センターを活用していくということをより強く押し出しております。</p> <p>いかがですか。</p>
B 委員	<p>誤字になるのかどうか分かりませんが、11ページの持続可能な運営手法の右端の市民・地域主体の欄の番号が①、②、②、③、④となっている。左欄の番号との関係でこのままで良いのか、それとも誤字ですか。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。番号の振り間違いでございます。</p>
B 委員	<p>もう一点、審議会の答申についてではないのですが、審議会の構成員について意見がございます。私は、途中から、参画させていただいているのですが、途中からとなると、それまでの経緯というのが分かりにくいところがあります。</p> <p>公募市民の方も他の方も、当初からずっとこの答申が出来上がるまで、継続して参画されているように、団体役員の参画者につきましても、途中交代することなく最初から答申が終わるまで参画するようにしていただいた方が、より良いのではないかというふうに思っております。</p> <p>ですから、この審議会だけでなく、他の委員会等につきましても、そういう形で短期の期限のあるものについては、当初の参画者の方を最後まで参画していただくような方向でいっていただいた方が良いのではないかというふうに思っております。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今のご意見に対して、事務局はいかがですか。</p>
事務局	<p>B 委員には、連合会の代表としてご出席を頂いており、連合会役員の充て職ということで、他の審議会でもそのような委員になっていただいている場合が多々あるかと思っております。</p> <p>複数年に亘る審議会等で、各種団体の役員を退任された後でも、終了するまで継続して審議会委員に就任していただくことを各団体で了解をしていただければ、そのような形でできるのではないかと思います。今後、市内部でも協議検討していきたいと考えております。</p>
B 委員	<p>できれば、前任の方に継続してやっていただくことが一番良いと思っておりますので、例えば、交代が出る場合には、事前に交代して良いかどうか確認していただいて、そのように取り計らい願えればと思っております。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。今のご意見に対して、2つの切り口があるかなと思っております。</p> <p>1つは、我々、市側の話、2つ目は、団体さん側の切り口だと思います。</p> <p>まず、市の方ですが、今回の住民センターあり方審議会のように、大きな諮問をしまして、ある程度、時限、時間を限定的に集中的に議論していただいて答申まで導いていただく、このような審議会もありますし、一方で、単発的なものを諮問い</p>

	<p>たしまして答申を頂くような、それぞれの審議会によって性格が異なりますので、その審議会に応じてそのようなことが検討できるかというふうに思います。</p> <p>一方で、団体さん側の立場に立った場合に、その団体から一旦抜けるという可能性もあるかと思えます。その方が団体の代表として、いわゆる充て職みたいな形で審議委員に入っていただく場合が多いので、その方が果たして、その団体の意見として取り扱って良いのかというところが、各団体さんでのご判断も必要かと思えますので、ある意味、この2つの観点ですり合わせをしながら、今後、考えていければと考えております。</p>
会長	<p>そういうことですね。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>今回、細かい部分の具体化までは難しいということできたのですけれども、一番、現実問題として心配しておりますのが耐震工事で、費用が随分と掛かるので、それを市としてどんなふうに、どういうタイムスパンでやっていくのか、これらが、具体的課題では最大の問題なのでしょうね。</p> <p>それから、前向きな方向としては、とにかく地元で活用していただくということが大事なので。我々が8回議論してきたこの精神は、また地元へ返す意味で、つまり、住民お一人お一人に理解していただくということが肝要なので、何か市としての手立てが必要なのではないでしょうか。</p> <p>ここに居られるメンバーというのは、自治会の一部ですので、多数のここに居られない自治会の方々にどうやってこの議論を周知するのか。それを質問として投げたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>これをこのまま配るのでは、ちょっとよく分からないのではないかと思います。</p>
事務局	<p>自治会連合会で、春と秋に総会を2回開催することになっております。</p> <p>今年度については、コロナ禍で春の総会は開催できなかったのですが、秋の総会の時に、各自治会の自治会長さんに集まさせていただきますので、その総会の中で、それまでの間の議論の内容、ごく簡単ですけれども、議事録等を付けさせていただいたうえで、ご説明をさせていただきます。</p> <p>また、次年度の春に総会を開催する予定をしておりますので、その場で、今回の答申の部分も含めてまたご報告させていただきたいというふうに考えております。</p>
会長	<p>皆さんに伝わるように、いろいろ工夫してみてください。</p> <p>副会長、今の時点で何かご指摘いただければ。</p>
副会長	<p>はい。別にないです。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他いかがでしょうか。</p> <p>それではですね。大体、出たと思えますので、先ほどから出ていました多少の修正、修正というか、番号の間違いであるとか、軽微な物は訂正したものを前提として、この内容で、当審議会の答申として市長へ、提出してもよろしいでしょうか。</p>
	<p>《委員より、異議なしの声》</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは賛成多数と見なしまして、答申として提出することにいたします。</p> <p>それでは、これから市長に阪南市住民センターあり方検討審議会の答申を行いますけれども、準備があるのですかね。5分ぐらい休憩を取らせていただきますようか。</p> <p>では45分ほどまで、休憩に入ります。</p>
	<p>【休憩】</p>

事務局	<p>お待たせいたしました。それでは修正した内容につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>先ほどのご指摘をいただきました添付資料のA3判の横書き分ですが、9番、持続可能な運営手法の、D解決策・支援策のI行政主体の②の部分、「移譲までの移行期間において」という、出だし部分は一緒ですけれども、「徴収の基準を統一化する」というところまでの部分の後の部分につきまして、「移行期間については、減免対象団体、施設管理者双方の持続可能な運営手法について一定の方策を検討していく」という形で、書かせていただいております。</p> <p>また、右側の2番の市民、地域主体の部分については番号を、①から⑤まで、振り直してございます。</p>
会長	<p>それでは再開させていただきます。</p> <p>水野市長、お越しいただきましてありがとうございます。令和元年7月に市長より諮問のありました、持続可能な住民センターのあり方に関する事項につきまして、この度、答申として取りまとめましたので、提出いたします。よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>ありがとうございます。皆様どうもありがとうございました。阪南市長の水野でございます。平素は市政運営に関しまして、一方ならぬご尽力を賜りましてありがとうございます。</p> <p>そして、会長であります近畿大学の三星先生、そして副会長であります関西学院大学の藤井先生、はじめ、ここにおいでの上の審議会の各委員の皆様には、令和元年の7月から長きにあたりまして、住民センターのあり方についてご議論を重ねていただきまして、本日今、答申をお受けさせていただきました。</p> <p>今後は、阪南市のめざすところは、しっかりと自治のまちを作っていかなければいけません。そういった意味で、住民センターがこれまで以上に市民の皆様の活動を支えて、そして自治をしっかりと形成していく、まちがもっと元気になっていく、そのための、住民センターのあり方をしっかりと支えていく実施計画を我々これから策定させていただくこととなります。それにしっかりと反映をさせていただくことをお約束いたしまして、御礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。</p>
司会	<p>三星会長、水野市長ありがとうございました。どうぞ、お席にお着きください。</p> <p>これより、水野市長を交え、これまでの審議会を振り返って、委員の皆様から、行政に対します、ご意見等ございましたらお伺いしたいと思っております。どなたからでも結構でございますので、ご意見等ございましたらご発言いただければと思います。</p>
	<p>《各委員より一言を受ける》</p>
会長	<p>皆さんありがとうございました。</p> <p>それでは、これで閉じたいと思います。お気をつけてお帰りください。</p> <p>まだ、これからコロナとの勝負が続きますけれども、ワクチンが来るまで頑張りましょう。</p>